

# 分野別施策

## 第4章 にぎわいに満ち、 活力ある産業を育てるまち — 産業・観光 —



川越工業団地

4-

1-

1-

## 地域振興拠点の整備と新しい産業の育成

### 第4章 にぎわいに満ち、活力ある産業を育てるまち

#### 第1節 地域経済の活性化と産業振興

##### 施策1 地域振興拠点の整備と新しい産業の育成

#### 施策の指標

| 目標値 | 川越ブランドの商品数(件) | H22年度        | 4 |
|-----|---------------|--------------|---|
|     |               | H27年度        | 6 |
| 現状値 | 川越ブランドの商品数(件) | 2(H17)       |   |
|     | 民営の事業所数(事業所)  | 11,094(H13)  |   |
|     | 従業員総数(人)      | 120,838(H13) |   |
|     | 市内純生産額(億円)    | 8,405(H14)   |   |

(年度又は年度末の値)

#### 現状と課題

本市は、農業、商業、工業のバランスのとれた産業構造を背景とし、埼玉県南西部地域の経済をリードする拠点都市として発展を続けてきました。

しかし、経済情勢等が大きく変化していることから、この変化に適切に対応しながら、産業の振興を図っていくことが課題となっています。

地域の特色を生かした産業の振興を図るため、施設整備や新しい産業の育成に努めるとともに、経営資源となる人材の活用や技術開発を支援していく必要があります。また、市場での評価や川越という地域の特色を表している商品のブランド化を推進していくとともに、高度情報化社会に対応した商品開発や販売力の強化を図ることが求められています。

#### 施策の推進

##### 1 地域振興ふれあい拠点施設の整備

- ① 地域産業の振興や活性化を図るとともに、地域住民の活動や交流を促進し、にぎわいの創出を図る施設として、市民の意見を聞きながら、埼玉県との共同事業により整備します。

##### 2 新しい産業の育成

- ① 地域社会の活性化のために、コミュニティビジネス(\*1)を育成・支援します。
- ② 起業や第二創業(\*2)に対する支援を行います。
- ③ 企業の競争力の維持・強化のためISO認証取得等の支援を行います。

##### 3 人材確保や人材育成の推進

- ① 中小企業の人材を確保するため、業務経験者や技術を有する人材の情報を収集し、提供に努めます。
- ② 高度化する技術革新やIT化などに対応できる人材を育成するため、研修環境の充

実を図ります。また、地域における優れた技術や技能を継承するための人材育成のしくみづくりについて研究します。

#### 4 産学公連携による技術開発の支援

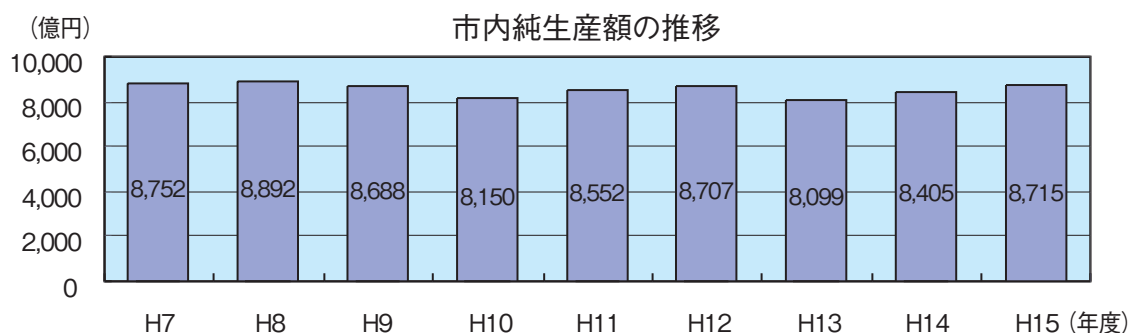
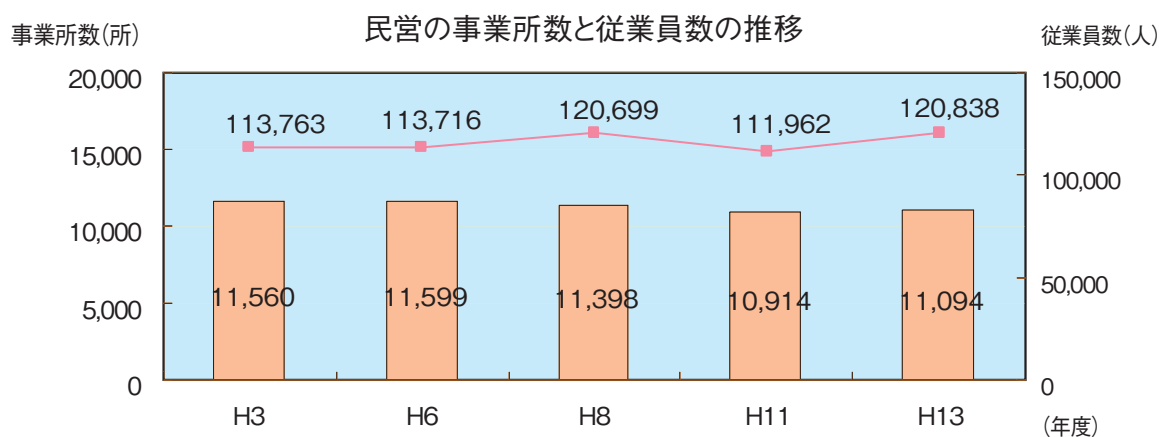
- ① 企業(産)が、技術シーズ(\*3)や高度な専門知識を持つ大学等(学)や公設試験研究機関等(公)と連携して、新製品開発や新分野進出等を図れる環境づくりを支援します。

#### 5 川越ブランドの推奨

- ① 地場産業を育成するため、関係団体等と連携し「川越ブランド」の商品化を促進します。

#### 6 高度情報化社会・IT社会への対応支援

- ① インターネット等を利用した商店街情報の提供など、販売サービス情報のネットワーク化を支援します。



#### 【指標解説】

- 民営の事業所数：第1次、第2次、第3次産業の合計です。
- 従業員総数：上記事業所の従業員の合計です。

#### 【用語解説】

- \*1 コミュニティビジネス：地域の人々が、地域が抱える課題や地域に眠っている資源(労働力、原材料、特産品など)をビジネスの手法により解決・活用し、コミュニティの再生を通じて、その活動の利益を地域に還元するという事業の総称を言います。実施主体はNPO、企業組合、株式会社などです。
- \*2 第二創業：過去の経営を見直し企業の構造を変えていくことで、現在の事業に何か工夫を加えること、新市場に進出すること、新事業に取り組むことなどを指します。
- \*3 技術シーズ：新しい可能性を持つ技術を言い、大学や研究機関などの研究成果で、事業化の可能性のあるものを指します。

4-

1-

2-

## 雇用の促進と労働環境の改善

### 第4章 にぎわいに満ち、活力ある産業を育てるまち

#### 第1節 地域経済の活性化と産業振興

#### 施策2 雇用の促進と労働環境の改善

#### 施策の指標

|     |                        |            |       |
|-----|------------------------|------------|-------|
| 目標値 | 就労支援及び労働教育講座受講者数(人)    | H22年度      | 250   |
|     |                        | H27年度      | 300   |
|     | 川越市勤労者福祉サービスセンター会員数(人) | H22年度      | 2,500 |
|     |                        | H27年度      | 3,000 |
| 現状値 | 就労支援及び労働教育講座受講者数(人)    | 178(H16)   |       |
|     | 川越市勤労者福祉サービスセンター会員数(人) | 1,978(H16) |       |
|     | 有効求人倍率(倍)              | 0.62(H16)  |       |

(年度又は年度末の値)

#### 現状と課題

経済状況は回復基調にありますが、雇用情勢はまだまだ厳しい状況が続いています。また、少子高齢社会の到来、経済のグローバル化、就業形態の多様化など産業構造の大きな転換期を迎え、雇用を取り巻く環境は大きく変化しています。

若年者の高い失業率や不安定な就労形態は、将来の社会や経済に大きな影響を与えるものとなっています。また、少子化の進行による労働力不足、高齢期を迎える団塊の世代の就業、女性の再就職などさまざまな課題があります。このような課題に対応した雇用の促進や新たな就労の場の創出が必要となります。

安心して働ける労働環境を整備していくためには、健全な労使関係を保つことや仕事と家庭の両立が図れるような環境づくりが必要です。

また、就業意識やライフスタイルが多様化する中、勤労者が豊かに暮らすことができるように幅広くきめ細やかな福利厚生の実施が求められています。

#### 施策の推進

##### 1 雇用の促進

- ① 就労機会の拡大につながるよう、ハローワークなどの関係機関と連携し、求人情報等の提供を行うなど、若年者、中高年齢者、障害のある人など、さまざまな求職者に対応した就業支援に努めます。また、職業相談体制の充実に努めます。
- ② 市内の大学など教育機関や企業と協力し、ニーズに即した職業能力の開発や向上、再就職者への支援を図ります。

##### 2 労働条件改善の促進

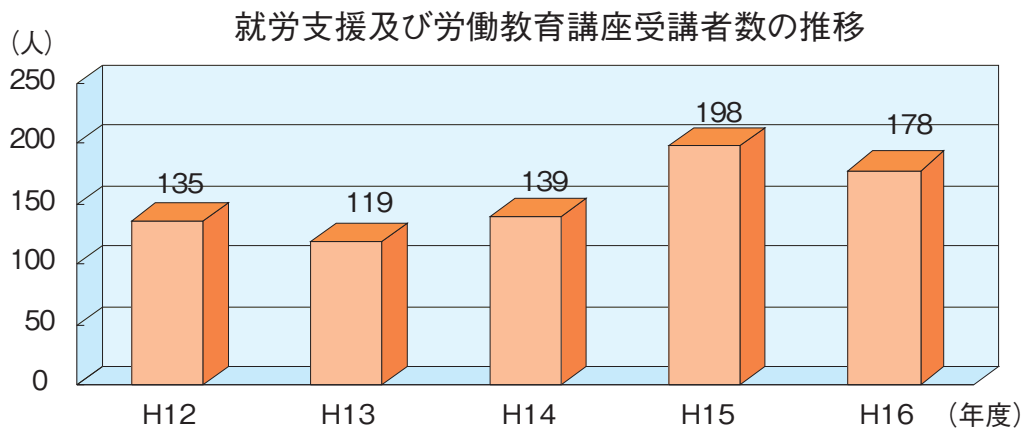
- ① 健全な労使関係や職場環境が築けるよう、労働教育講座等を開催して労働教育の推

進と労働安全衛生の普及・啓発に努めます。また、埼玉県などの関係機関と連携し、労働相談の充実に努めます。

- ② 仕事と家庭の両立が図れるよう、短時間労働や再雇用制度の普及、育児・介護休業の取得の促進などの啓発に努めます。

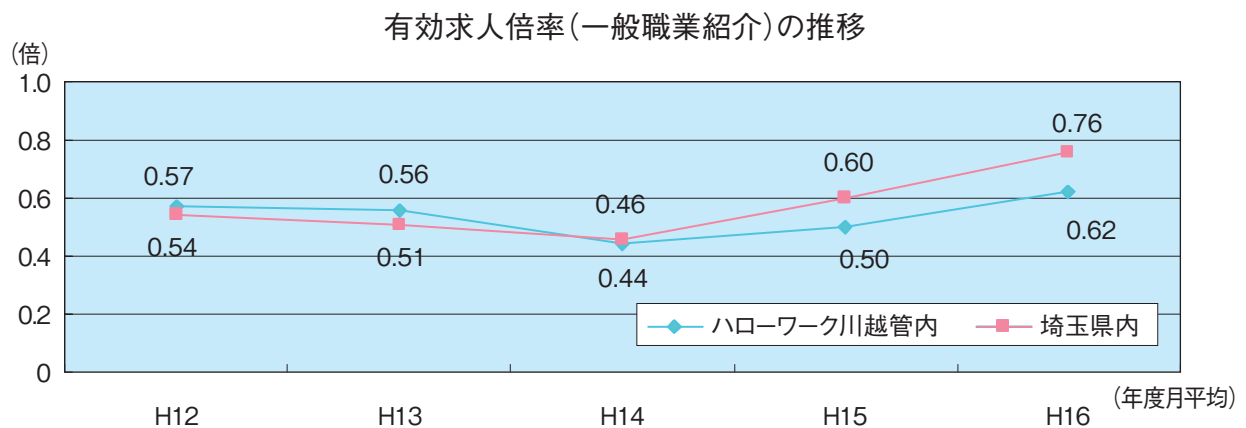
### 3 福祉制度の普及・促進

- ① 勤労者が豊かに暮らすことができるよう、勤労者福利厚生施設の見直し、整備・充実に努め、文化・教養の向上、健康の増進や余暇活動の促進を図ります。
- ② 財団法人川越市勤労者福祉サービスセンターの事業を支援し、勤労者の総合的な福利厚生に努めます。
- ③ 中小企業退職金共済制度の普及に努めるなど、勤労者福祉及び共済制度の充実に努めます。



【川越市勤労者福祉サービスセンター会員数の推移】

|        | 平成 12 年度 | 平成 13 年度 | 平成 14 年度 | 平成 15 年度 | 平成 16 年度 |
|--------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 事業所数   | 401      | 396      | 389      | 381      | 387      |
| 会員数(人) | 1,912    | 1,887    | 1,901    | 1,868    | 1,978    |



## 第4章 にぎわいに満ち、活力ある産業を育てるまち

## 第1節 地域経済の活性化と産業振興

## 施策3 農業の振興

## 施策の指標

|     |               |           |     |
|-----|---------------|-----------|-----|
| 目標値 | エコファーマーの人数(人) | H22年度     | 19  |
|     |               | H27年度     | 28  |
|     | 認定農業者の人数(人)   | H22年度     | 120 |
|     |               | H27年度     | 140 |
| 現状値 | エコファーマーの人数(人) | 10(H16)   |     |
|     | 認定農業者の人数(人)   | 99(H16)   |     |
|     | 農業産出額(億円)     | 81.6(H15) |     |

(年度又は年度末の値)

## 現状と課題

本市の農業は大消費地である首都圏に位置するという地理的条件に恵まれており、また、農家戸数、耕地面積及び農業産出額は県内で上位を占めています。

しかし、全国的傾向である農業従事者の高齢化と農業後継者の不足は、本市においても深刻な問題であり、農地の有効利用を妨げる一因ともなっています。

農業生産を拡大し、安定した農業経営を確立するためには農業基盤及び生活環境の整備と担い手の育成・確保が求められています。また、農業が今後も消費者の求める安全・安心で、新鮮な農産物を供給するためには、環境との共生を図ることが必要です。

今後も農業の振興を通して、農業及び農地の持つ多面的機能を維持する必要があります。そのためには、市民の理解と地域の協力が求められています。

## 施策の推進

## 1 農業基盤及び生活環境の整備

- ① 農業の生産性の向上を図るため、ほ場整備等基盤整備事業を推進します。
- ② 生活環境の改善と農業用排水の水質保全を図るため、農業集落排水事業等を推進します。
- ③ 優良農地を保全し、遊休農地の発生の防止を図るため、効率的な土地利用を促進します。

## 2 食料の安定供給の促進

- ① 安定した農業経営の確立を図るため、水田農業、畑作農業等に対し支援します。
- ② 農産物の川越ブランド化、加工食品分野への進出、直接販売等新しい形態の農業経営の確立を支援します。

### 3 担い手の育成・確保の推進

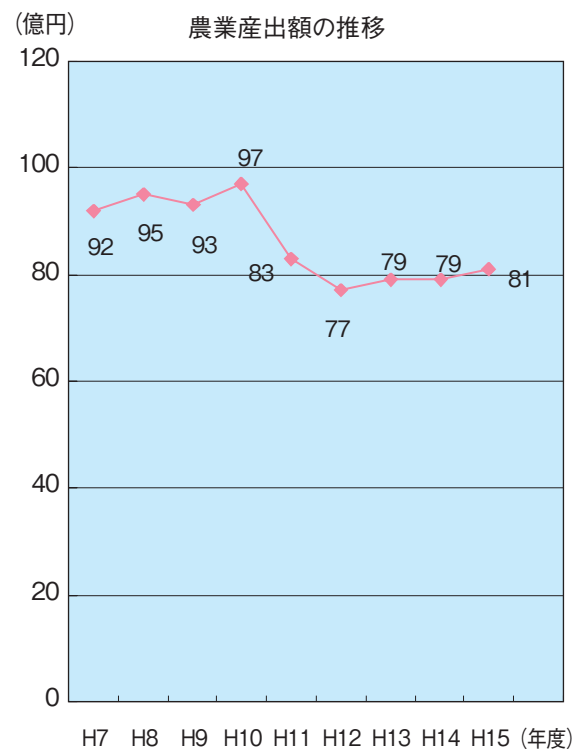
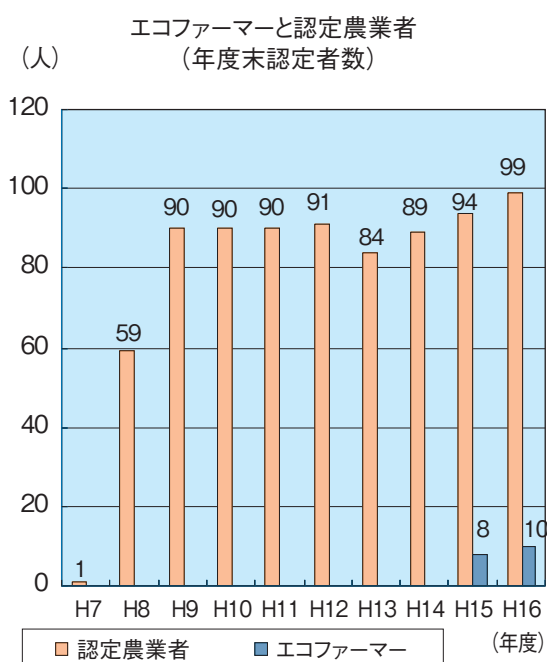
- ① 認定農業者を中心とする中核的な担い手の育成と支援を図ります。
- ② 女性農業者や高齢農業者など幅広い担い手を視野に入れた施策の展開を図ります。
- ③ 農業者の連携を図るため、農業者組織の育成と支援を図ります。
- ④ 農業者が組織する法人等新たな担い手の確保を図ります。

### 4 環境と共生した持続可能な農業の推進

- ① 平地林の落ち葉や家畜ふん尿等を有機性資源として、その活用を促進します。
- ② 食の安全・安心を確保するため、農薬や化学肥料を削減した農法の普及を促進します。

### 5 市民ニーズへの対応と流通の多様化の推進

- ① 市民農園等農業ふれあいセンター活動の充実を図るとともに、農政モニター制度等を通して農業者と消費者との交流の促進を図ります。
- ② 川越総合卸売市場への支援による流通機構の充実を図るとともに、農産物直売所の設置などによる地産地消の推進をはじめ、流通の多様化を図ります。



#### 【指標解説】

- **エコファーマー**：「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、環境に配慮した農法に取り組んでいる農業者で都道府県が認定した者です。
- **認定農業者**：「農業経営基盤強化促進法」に基づき、市町村が認定した農業者です。農業経営の規模拡大、経営の合理化等の経営改善計画を市町村に提出し、認定されると農業制度資金の低利融資などの特例が受けられます。

## 第4章 にぎわいに満ち、活力ある産業を育てるまち

## 第1節 地域経済の活性化と産業振興

## 施策4 商業の振興

## 施策の指標

| 目標値 | 商店街法人化数(箇所) | H22年度      | 7  |
|-----|-------------|------------|----|
|     |             | H27年度      | 10 |
| 現状値 | 商店街法人化数(箇所) | 5(H16)     |    |
|     | 商店数(店)      | 3,005(H14) |    |
|     | 年間販売額(億円)   | 7,712(H14) |    |

(年度又は年度末の値)

## 現状と課題

本市の商店数及び年間販売額は、ともに平成3年度をピークに減少しています。これは、長引く景気の低迷による購買力の低下や近隣市町での大型商業施設の進出による商業集積が進んだことなどによるものと考えられます。

更に、近年、本市においても大型商業施設等が多く立地し、中心市街地や周辺商業地への影響が生じており、中小小売店と大型商業施設等の共存共栄を図っていくことが課題となっています。

このようなことから、本市が広域商業地域として一層発展するため、中心市街地においてはTMO(\*1)との連携を密にし、各種商業施策を実施していくとともに、周辺商業地においては地域に密着した魅力ある商業地及び商店街の形成に努めていく必要があります。

また、経営安定化や業務拡張をしていくための更なる支援の充実が求められています。

## 施策の推進

## 1 商店街形成への支援

- ① 商店街の法人化など組織強化を支援します。
- ② 商店街の活性化を図るため、宅配サービス事業等を支援します。
- ③ 魅力的な商店街を育成し、中小小売店と大型商業施設との共存共栄に努めます。
- ④ 安全・安心の商店街環境づくりを支援します。

## 2 中心市街地の活性化

- ① TMOとの連携を密にし、専門家育成事業や中心市街地イメージアップ事業等の支援に努めます。
- ② 鏡山酒造跡地や旧織物市場等を活用し、まちの回遊性を高め、市街地の活性化に努めます。



### 3 周辺商業地の形成

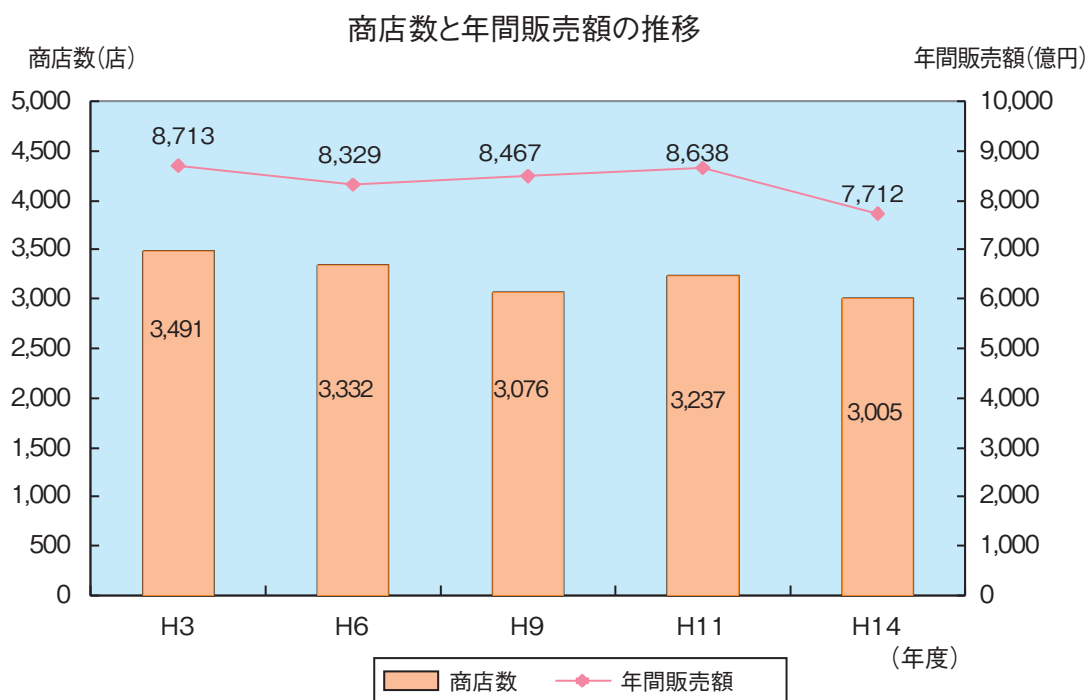
- ① 霞ヶ関、新河岸、南大塚及び南古谷の各駅周辺地域などについては、地域住民に密着した商業地の形成に努めます。
- ② 国道等の沿道については、交通利便性の高い立地特性を生かし、駐車場を備えた郊外型の秩序ある商業地の形成に努めます。

### 4 商業団体等への支援・融資制度の充実

- ① 商業の振興を図るため、各種商業団体と連携するとともに、これらの団体を支援します。
- ② 中小企業者の経営安定等を図るため、従来の融資制度を充実するとともに、新たな融資制度についても検討します。
- ③ 卸売団地の整備など、卸売及び流通機能の強化策を支援します。

#### 【商店街法人化の状況】(平成 16 年度末現在)

川越一番街商業協同組合(昭和 26 年)、川越サンロード商店街振興組合(昭和 60 年)、大正浪漫夢通り商店街振興組合(平成 3 年)、川越新富町商店街振興組合(平成 4 年)、川越市角栄商店街振興組合(平成 4 年)



#### 【用語解説】

- \*1 TMO : Town Management Organizationの頭文字で、平成10年7月に施行された「中心市街地活性化法」に基づき設置される、まちづくりを運営・管理する機関です。さまざまな主体が参加するまちづくりを横断的・総合的に調整し、プロデュースします。

4-

1-

5-

## 工業の振興

### 第4章 にぎわいに満ち、活力ある産業を育てるまち

#### 第1節 地域経済の活性化と産業振興

##### 施策5 工業の振興

### 施策の指標

| 目標値 | 市内工業専用地域の面積(ha) | H22年度       | 229 |
|-----|-----------------|-------------|-----|
|     |                 | H27年度       | 250 |
| 現状値 | 市内工業専用地域の面積(ha) | 209(H16)    |     |
|     | 事業所数(事業所)       | 614(H15)    |     |
|     | 従業者数(人)         | 22,440(H15) |     |
|     | 製造品出荷額等(億円)     | 7,042(H15)  |     |

(各年の値)

### 現状と課題

本市は、商業や観光というイメージが定着していますが、3つの工業団地と2つの工場適地があり、市全体の製造品出荷額等が県内上位を占める有数の工業都市でもあります。

本市の工業を振興させるためには、新しい企業の誘致や既存工業の強化を図っていく必要があります。そのためには、受け入れ基盤として工業団地の拡張及び整備を図っていく必要があります。併せて企業誘致のための優遇助成制度の創設などを検討する必要があります。更に、工業団地内、工業団地間及び異業種間の交流を強化するとともに、関係団体との連携を図りながら支援していく必要があります。

市内事業所の約80%は従業員数30人以下の中小企業であり、景気の低迷等により、10年前と比べて総事業所数は約25%減少しています。市内に数多くある中小企業の育成を図るためには、営業活動、企業競争力の維持・強化、公的融資制度の強化・充実、経営診断等による経営基盤整備、産業情報の発信などの支援に取り組む必要があります。

### 施策の推進

#### 1 工業団地の拡張及び整備

- ① 本市への進出企業や既存事業所の拡大の受皿として、工業団地の拡張及び整備を進めます。
- ② 企業誘致のための優遇助成制度の創設などを検討します。

#### 2 企業支援

- ① セールスレップ(営業のみを専門とする人)の活用など、営業活動の支援を検討します。
- ② 経営診断等による経営基盤整備を支援します。
- ③ 中小企業者の経営安定等を図るため、従来の融資制度を充実するとともに、新たな融資制度についても検討します。

④ 工場の立地情報など産業情報の発信を行います。

### 3 工業団体等への支援

① 工業の振興を図るために、工業団体等の関係団体と連携するとともに、これらの団体を支援します。

#### ●川越市内工業専用地域 (平成 16 年 12 月 31 日現在)

| 地 区 | 工業専用地域面積(ha) |
|-----|--------------|
| 芳 野 | 72           |
| 大 東 | 78           |
| 名 細 | 28           |
| 的 場 | 31           |
| 合 計 | 209          |

#### ●事業所数・従業者数・製造品出荷額等 (各年 12 月 31 日現在)

| 年       | 事業所数 | 従業者数     | 製造品出荷額等(年間) |
|---------|------|----------|-------------|
| 平成 12 年 | 734  | 23,623 人 | 7,166 億円    |
| 13      | 651  | 22,032 人 | 7,018 億円    |
| 14      | 607  | 22,473 人 | 6,780 億円    |
| 15      | 614  | 22,440 人 | 7,042 億円    |

※ 従業者 4 人以上の事業所について集計。

#### ●川越市内工業団地等 (平成 15 年 12 月 31 日現在)

| 工業団地等    | 事業所数 | 従業者数    | 製造品出荷額等(年間) |
|----------|------|---------|-------------|
| 川 越(芳野台) | 96   | 4,132 人 | 1,077 億円    |
| 川 越・狭山   | 28   | 3,435 人 | 1,212 億円    |
| 富 士 見    | 10   | 1,212 人 | 297 億円      |
| 的 場      | 22   | 1,931 人 | 506 億円      |
| 南 田 島    | —    | — 人     | — 億円        |

※ 川越市分のみ集計(製造品出荷額等は未提出が一部あり、その分は計上されていません。)

## 第4章 にぎわいに満ち、活力ある産業を育てるまち

## 第2節 観光による地域振興

## 施策1 新たな観光事業の推進

## 施策の指標

| 目標値 | 観光客数(万人)     | H22年       | 1,000 |
|-----|--------------|------------|-------|
|     |              | H27年       | 1,100 |
| 現状値 | 観光客数(万人)     | 461(H16)   |       |
|     | 平均観光消費額(円/人) | 4,167(H16) |       |

(暦年の値)

## 現状と課題

観光事業は、多様な業種がかかわる産業です。観光による地域振興は、地域活性化の重要な手段でもあり、積極的に推進しているところです。

地域が持つ魅力は、観光振興の基本要素であり、「小江戸」と呼ばれる本市には、魅力ある観光資源が多数存在し、年間500万人近くの観光客が訪れます。また、平成18年度に導入される「川越ナンバー」も観光客の誘致に寄与するものと期待されています。今後、更に観光振興を図るためには、新たな観光客確保はもとより、リピーターを確保することが大きな課題となっています。

そのためには、従来の川越まつり、小江戸川越春まつり、小江戸川越花火大会等の観光事業のほかに、産業を観光資源として見直す産業観光の推進、回遊ルートの多様化を図るための新河岸川観光舟運事業や、活用されていない観光資源の発掘など、新たな視点による観光事業の展開が必要です。

また、「小江戸川越」の魅力を発信していくために、ITによる観光情報の提供や外国人観光客の誘致なども重要な課題です。

## 施策の推進

## 1 観光事業の企画・推進

- ① 蔵、工場、伝統工芸の作業所、農業などのさまざまな生産現場を観光の対象としてとらえ直し、見学・体験することにより、楽しみながら産業の理解を深める観光として、産業観光を関係機関と調整しながら企画し、推進します。(第4章第1節施策4「商業の振興」参照)
- ② 新河岸川を活用した観光舟運事業の推進、伊佐沼の有効活用など地域性を生かした回遊ルートの開発を図ります。
- ③ 新たな観光資源を発掘し、これを活用することにより観光エリアの拡大を図り、滞

在型観光も視野に入れた事業を推進します。

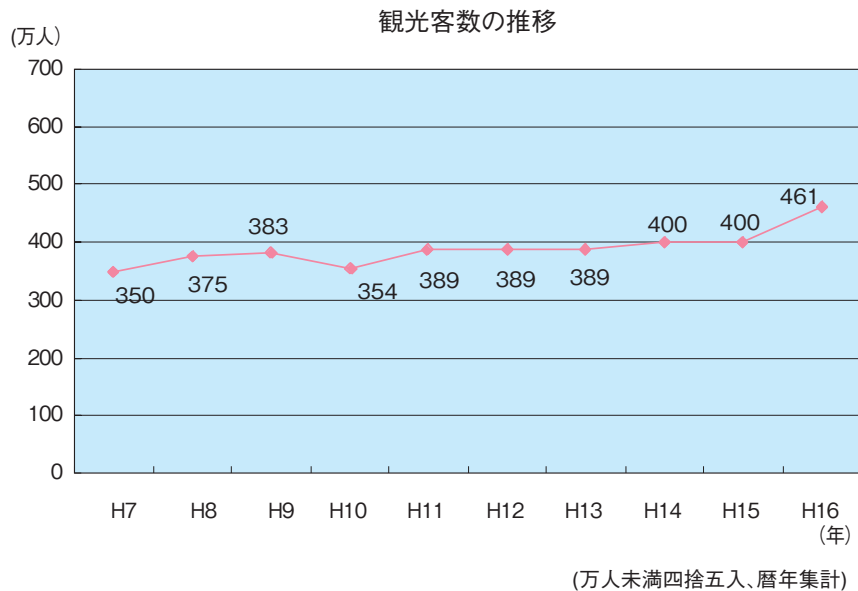
- ④ 川越まつりなど既存の観光事業を強化し、郷土芸能の伝承と保存を支援します。
- ⑤ 「川越ナンバー」の導入を活用して観光都市川越を全国にPRするとともに、関係市町と連携し、観光事業の推進に努めます。

## 2 ITによる観光情報の提供

- ① 「小江戸川越」のPRを広範囲に行うため、従来のメディアに加え、ITの活用を積極的に進めます。

## 3 外国人観光客の誘致

- ① 外国語パンフレットの充実、観光情報の提供などのPRに加え、旅行エージェント等関係機関に対しても積極的に働きかけ、外国人観光客のより一層の誘客を図ります。



### 【指標解説】

- 平均観光消費額：観光アンケートの結果によります(平成11年4,660(円/人)、同16年4,167(円/人))。

## 第4章 にぎわいに満ち、活力ある産業を育てるまち

## 第2節 観光による地域振興

## 施策2 観光環境の整備

## 施策の指標

|     |                   |           |    |
|-----|-------------------|-----------|----|
| 目標値 | 観光時間半日以上の観光客割合(%) | H22年      | 60 |
|     |                   | H27年      | 70 |
| 現状値 | 観光時間半日以上の観光客割合(%) | 50.0(H16) |    |
|     | 観光客の満足度(%)        | 87.7(H16) |    |

(暦年の値)

## 現状と課題

本市を訪れる観光客が、スムーズかつ安全に各観光スポットを回遊するために、観光案内所の増設を始めとし、観光サインやポケットパーク、公衆トイレの設置等に努めてきました。

今後も、更に多くの観光客を受け入れるためには、障害のある人や高齢者、外国人観光客にも配慮した環境の整備、ホスピタリティ(\*1)の向上と啓発を図る必要があります。

また、市内中心部の交通渋滞の緩和や観光客の利便性と安全を確保するため、郊外型駐車場の設置が重要な課題となっています。

観光ネットワークについては、広域観光等の調査・検討を進めており、「点から線、線から面へ」と、広がりのある観光を推進していくとともに、観光ニーズについても、観光アンケートを集約し、継続的に実施することにより、観光客の動向を知り、観光施策に反映させていく必要があります。

## 施策の推進

## 1 郊外型駐車場の整備

- ① 中心市街地の交通渋滞緩和及び観光客の利便性と安全を確保するため、郊外型駐車場の整備を推進します。(第3章第2節施策2「交通円滑化方策の推進」参照)
- ② 郊外型駐車場と観光スポットを結ぶため、パークアンドバスライドやパークアンドレンタサイクルなどの方策を関係各課と調整していきます。

## 2 まちの駅の設置

- ① 観光客の利便性の向上を図るため、まちの駅(\*2)の設置を関係機関と検討します。

## 3 観光施設の整備

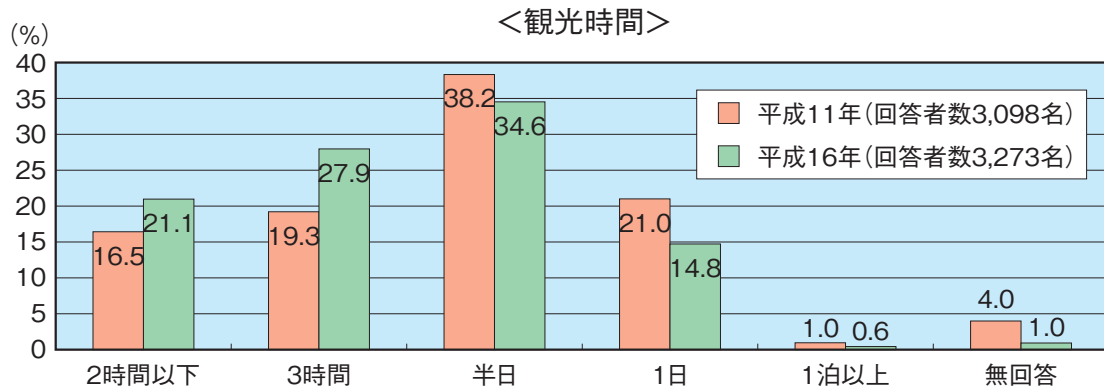
- ① 観光サイン、ポケットパーク、公衆トイレなどの整備と維持管理の向上を図ります。
- ② 観光案内サービスの充実を図るため、本川越駅などに観光案内所設置を検討します。

#### 4 広域観光の推進

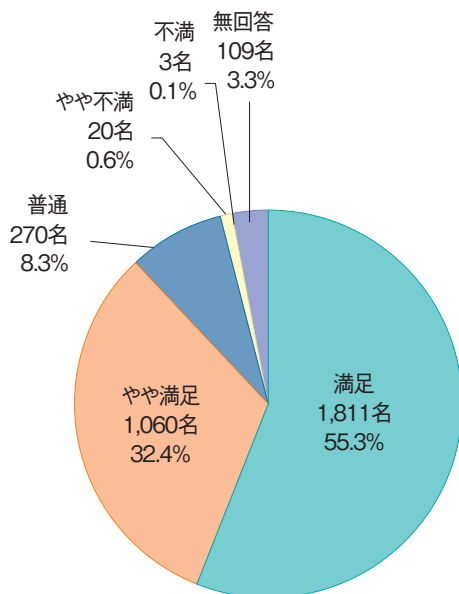
- ① 川越市を含む7市町で構成された「埼玉県川越都市圏まちづくり協議会」での広域観光を更に推進します。また、新たなエリアとのネットワーク化についても検討していきます。(共通第3節施策1「広域行政の推進」参照)

#### 5 ホスピタリティの啓発

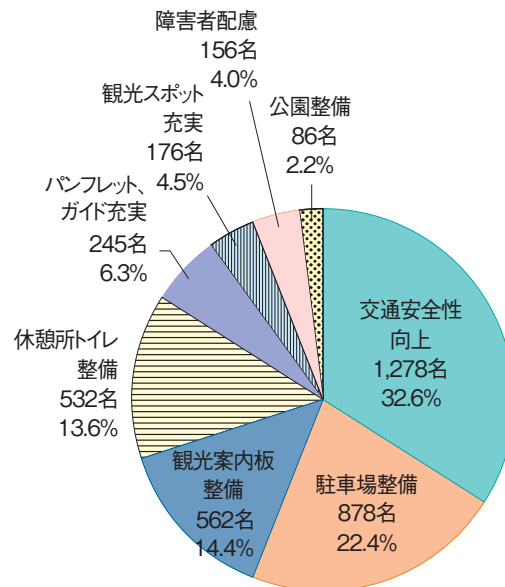
- ① ホスピタリティの向上と啓発のため、観光塾の創設を関係機関と検討します。



〈満足度〉(平成16年3月実施)



〈要望〉(平成16年3月実施)複数回答あり



#### 【指標解説】

- 観光時間半日以上の観光客割合：観光アンケートにおいて、「半日」、「1日」、「1泊以上」と答えた人の割合(%)を足したものです。
- 観光客の満足度：観光アンケートにおいて、「満足」と答えた人の割合(%)と「やや満足」と答えた人の割合(%)を足したものです。

#### 【用語解説】

- \*1 ホスピタリティ：接客態度やもてなしのよいことを言います。
- \*2 まちの駅：地域住民や来訪者が求める地域情報を提供する機能を備え、人と人の出会いと交流を促進する空間施設を言います。

## 市民の日

12月1日

大正11年12月1日に本市が県内で最初に市制を施行してから60年後の昭和57年に、市民が、市の歴史を知り、自治の意識をたかめ、進歩そして調和を目指す日として、12月1日を市民の日と決めました。